

令和6年度 事業計画書

事業局課	資源循環局	業務課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1	
歳出予算科目	一般会計	10 款	3 項	1 目	政策番号	19 施策番号	99
事業名称	し尿処理総務管理費						

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	91,689	0	0	78,696	0	12,993
令和5年度	90,672	0	0	73,913	0	16,759
増▲減	1,017	0	0	4,783	0	▲3,766

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	86,768	88,819	91,665	91,665	91,665
	市債＋一般財源	6,868	6,408	13,017	13,017	13,017
決算	事業費	86,613	85,503			
	市債＋一般財源	19,661	15,565			

事業概要 (アクティビティ)	下水道が接続されていない家庭等の常設トイレや、工事現場・イベント会場等の仮設トイレについて、し尿汲み取り収集を行います。 また、市内のし尿汲み取り収集を担当する資源循環局北部事務所の運営に必要な経費を執行します。						
-------------------	---	--	--	--	--	--	--

事業指標① (アウトプット)		年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
し尿収集量	単位	目標	7,141	7,086	7,291	7,053	7,053	7,053	7,053
	kℓ	実績	7,250	6,268					
事業指標② (アウトカム)		年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
し尿の適切な処理	単位	目標	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	—	実績	達成	達成					

事業目的	市内には、下水道未整備の区域に所在する等の理由により、下水道接続や浄化槽設置によるし尿処理が行えない常設トイレが合計200箇所以上あります。 また、工事現場やイベント会場等に設置する仮設トイレにも、下水道一時接続によるし尿処理が難しいものが年間20,000基以上あります。 これらのトイレについては、発生するし尿を横浜市が汲み取り収集により処理する必要があります。 すべての市民・事業者がし尿処理で困ることがないように、当事業ではこれらの汲み取り収集が必要なトイレを把握し、適切にし尿の処理(収集、運搬、処分)を行うことを目的とします。
------	---

背景・課題	昭和48年以来、し尿汲み取りは委託にて実施されてきましたが、下水道整備の進展により、し尿処理量の減少が見込まれたことから、平成7年3月31日をもってし尿処理の一斉業務転換を実施し、平成7年4月より、し尿収集業務は本市業務に移行することになりました。 し尿汲み取り業務は、下水道の全市域完備まで継続する必要があるため、引き続き事業を継続する必要があります。
-------	--

根拠法令・方針決裁等	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・横浜市廃棄物等の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例・規則 ・地方自治法第227条
------------	--

根拠・データ等	し尿・浄化槽等汚泥収集状況(資源循環局事業概要)
---------	--------------------------

事業スケジュール	大正13年度 事業開始 平成5年度 し尿汲み取り収集の無料化 平成7年度 し尿汲み取り収集の直営化 平成17年度 仮設トイレのし尿汲み取り収集有料化
----------	---

事業開始年度	大正13年度
--------	--------

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	し尿収集事業	86,905	86,454	451	光熱水費各料金単価の上昇に伴う増
2	し尿収集受付繁忙等対策事業	4,784	4,218	566	給与の改定による増	
細事業合計		91,689	90,672	1,017		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 澤田 亮仁	係長 田中 まさみ	大久保 正雄
------------------------------------	-------------	--------------	--------

令和6年度 事業計画書

事業局課	資源循環局	街の美化推進課			新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	2			
歳出予算科目	一般会計	10	款	3	項	1	目	政策番号	19	施策番号	99
事業名称	公衆トイレ維持管理費										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	85,480	0	0	200	0	85,280
令和5年度	84,799	0	0	200	0	84,599
増▲減	681	0	0	0	0	681

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	88,903	83,248	85,480	85,480	85,480
	市債＋一般財源	88,703	83,048	85,280	85,280	85,280
決算	事業費	82,333	80,496			
	市債＋一般財源	82,318	79,693			

事業概要 (アクティビティ)	市内の公衆トイレの維持管理を行います。 また、災害用移動トイレを地域等に貸し付けます。								
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	
公衆トイレ箇所数	単位	目標	77	76	76	73	70	67	64
	箇所	実績	77	76					
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	
公衆衛生環境の保全	単位	目標	公衆衛生環境の 保全	公衆衛生環境の 保全	公衆衛生環境の 保全	公衆衛生環境の 保全	公衆衛生環境の 保全	公衆衛生環境の 保全	公衆衛生環境の 保全
	—	実績	達成	達成					
事業目的	市民が衛生的かつ安全に公衆トイレを利用できるよう、日常清掃や修繕といった維持管理を行います。 また、災害用移動トイレを地域等に貸し付けることにより、災害時以外の有効活用を図ります。								
背景・課題	当局所管の公衆トイレは多くの市民に利用されています。 施設の大半が築30年以上で全体的に老朽化が進んでいますが、さらに長く衛生的に利用いただけるよう適切に維持管理することが必要不可欠です。								
根拠法令・方針決裁等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律								
根拠・データ等	①公衆トイレ一覧 ②公衆トイレ修繕件数 R1：10件 R2：2件 R3：12件 R4：13件 R5：10件（見込） ③災害用移動トイレ貸付台数 R1：30台 R2：2台 R3：3台 R4：13台 R5：40台（見込）								
事業スケジュール	・昭和4年から公衆トイレ維持管理を開始 ・平成4年から災害用移動トイレの貸付けを開始								
事業開始年度	昭和4年度								

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	公衆トイレ維持管理	85,480	84,799	681	労務単価及び光熱水費上昇による増
細事業合計		85,480	84,799	681		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	藤塚 貴代	折本 和之	佐藤 葉月

令和6年度 事業計画書

事業局課	資源循環局	事業系廃棄物対策課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	3					
歳出予算科目	一般会計	10	款	3	項	1	目	政策番号	19	施策番号	99
事業名称	浄化槽指導事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	968	0	0	0	0	968
令和5年度	989	0	0	160	0	829
増▲減	▲21	0	0	▲160	0	139

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	1,167	1,044	968	968	968
	市債+一般財源	1,007	1,044	968	968	968
決算	事業費	920	773			
	市債+一般財源	760	770			

事業概要 (アクティビティ)	浄化槽の設置届出審査、維持管理指導等を行うことにより、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図ることで、公共用水域の水質汚濁を防止します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
法定検査受検指導書 送付数	単位	目標	672	723	700	700	700	700
	基	実績	462	573				
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
法定検査受検率 (11 条)	単位	目標	-	-	41.2	42.6	44.0	45.4
	%	実績	34.3	39.8				
事業目的	浄化槽の新設・変更等における関係法令等に基づく届出等の審査・指導を行うことで、適正・適法な浄化槽の設置状況を把握します。浄化槽管理者に対し、維持管理に必要な3大義務（保守点検・清掃・法定検査）の実施について指導します。また、環境への影響が大きい大規模浄化槽に対し立入調査を行い、処理水の水質分析を行います。これらにより、浄化槽に起因する水質汚濁を防止します。浄化槽清掃業許可業者へ適正な清掃及び浄化槽汚泥等の収集運搬の実施について指導することで、浄化槽汚泥等を適正に処理します。							
背景・課題	浄化槽管理者の義務である法定検査受検（法11条）の本市実施率は増加傾向ですが、全国平均（令和3年度46%）と比べて低い状況です。そのため、浄化槽の維持管理の実施状況等に関する正確な情報を収集し、浄化槽台帳の情報をを用いて浄化槽管理者に対する適正な維持管理（保守点検、清掃、法定検査）の実施に向けた適切な指導を行っていく必要があります。							
根拠法令・方針決裁等	浄化槽法、水質汚濁防止法、建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、環境省関係浄化槽法施行規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則、横浜市廃棄物等の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例、地方自治法 第227条（歳入）							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽設置基数 ＜実績推移＞平成30年度6,609基、令和元年度5,879基、令和2年度5,722基、令和3年度5,386基、令和4年度5,093基 浄化槽清掃基数 ＜実績推移＞平成30年度5,384基、令和元年度5,323基、令和2年度4,986基、令和3年度4,270基、令和4年度4,229基 法定検査受検率（11条検査） ＜実績推移＞平成30年度29.1%、令和元年度32.0%、令和2年度31.9%、令和3年度34.3%、令和4年度39.8% 清掃汚泥量（ビルビット汚泥、ディスプレイ汚泥含む） ＜実績推移＞平成30年度27,173kL、令和元年度27,645kL、令和2年度27,032kL、令和3年度26,049kL、令和4年度26,531kL 							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽の設置審査・維持管理指導等の実施（通年） 平成30年度～：法定検査（11条検査）未受検者に対する受検指導書及び浄化槽使用廃止届出書の送付 							
事業開始年度	昭和34年1月							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	浄化槽指導事業	968	989	▲21	委託費用、印刷製本費の見直しのため
細事業合計		968	989	▲21		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 田島 禎之	係長 権田 優	小野 一樹
------------------------------------	-------------	------------	-------